

厚木市環境教育等推進協議会について

1 厚木市環境教育等推進協議会について

(1) 環境教育等推進協議会とは…

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下「環境教育等促進法」）に基づき設置する附属機関です。

環境教育促進法（抜粋）

（都道府県及び市町村の行動計画）

第八条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

（環境教育等推進協議会）

第八条の二 行動計画を作成しようとする都道府県及び市町村は、行動計画の作成に関する協議及び行動計画の実施に係る連絡調整を行うための環境教育等推進協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

(2) 主な活動内容

- ・環境教育等促進法第8条に基づく行動計画（厚木市環境教育推進プラン）の策定及び改定
- ・厚木市環境教育等推進プランの進行管理
- ・環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関すること

(3) 任 期

令和6年8月1日から令和8年7月31日まで

(4) 会 議

年間2回程度開催予定